

## 答 申

### 1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年10月6日付け2教教第2605号、2教高第3371号及び2教特第1424号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）により非開示情報とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、「加害教員を含む複数の教員が学校において同じ役割を担当している場合の当該役割に関する情報」は、開示すべきである。

### 2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、平成27年度において県内の市町村立学校（政令市を除く）及び県立高等学校、中学校、特別支援学校で発生した体罰事案に係る次の報告書である。

ア 市町村立学校に係る市町村教育委員会からの報告書及びその添付書類

イ 県立学校に係る事件・事故等報告書及びその添付書類である顛末書、始末書

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書のうち本件非開示部分について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、変更するとの決定を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年9月5日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和2年10月6日付けで、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和2年11月24日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和3年3月3日付けで、福岡県情報公開審査会に諮問した。

### 4 審査請求人の主張要旨

#### (1) 条例第7条第1項第1号前段非該当

ア 福岡県情報公開審査会に係る答申第200号及び第201号において、体罰を受けた児童生徒の特定可能性に関し、「生徒数が100人を超えている」「生徒数が100人、教職員数が30人を超える規模」との合理的説明に欠ける基準を持ち出し、一部の学校のみ学校名の開示を命じているが、これは関連判決違反である。

イ 関連判決によると、本件各文書に記載された体罰事故の被害児童生徒と同じ学級に所属する児童生徒等の学校関係者が保有し、又は当該体罰事故に関する調査をすることにより入手し得る情報との照合の結果、当該被害児童生徒を特定し得る可能

性があるとしても、このような「特定人基準」が許されるのは、「個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合」、すなわち当該被害児童生徒が「特異な行動をとったと認められるもの」やその「名誉を大きく害するようなもの」に限られ、そうでない場合は、「一般人基準」を採らねばならない。

ウ 平成29年地裁判決は、「一般人基準」を採用し、「加害教員の氏名」「体罰事故の発生場所」「部活動名」「部活動を特定し得るような体罰事故の発生場所」「当該被害生徒の部活動における役名」等は開示されるべきであるとされ、大規模校であろうとなかろうと、このような範囲までの開示が求められれば、対象児童、生徒の範囲は同様に相当程度絞られうるが、それにもかかわらず、「一般人基準」からは教員名等の非開示は認められないとするのが裁判所の判断である。

エ したがって、「生徒数が100人、教職員数が30人を超える規模」でなければ、児童生徒が特定可能などという主張が受け入れられるわけではなく、実施機関は司法判断を尊重すべきである。よって、学校名、校長名、加害教員名は児童生徒を識別できる情報ではなく、開示すべきである。

## (2) 条例第7条第2項非該当

ア 関連判決は、懲戒処分等が明らかになったとしても、「当該公務員個人のプライバシーは、情報公開自体の趣旨、目的を実現するために、一定程度の制限を受けることはやむを得ない」という法理を示しているのであって、条例第7条第2項の「当該個人の権利利益を不当に害するおそれ」があると言えない。

イ この点は、条例形式が「プライバシー型」であるか、福岡県のように「個人識別型」で、かつ一定の場合に公務員の職務遂行情報を非開示とすることができる規定を持つ場合であるかで異なるものではない。

ウ したがって、氏名等加害教員の個人を識別できる情報は公開されるべきである。

## (3) 全国の状況

ア 全国の都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会において、学校名、教員名を非公開とする所は少数であること。

イ 2020年11月時点で、全国47都道府県、20政令指定都市の教育委員会において、加害教員の氏名の公開にまで踏み切っているところは、39ヶ所に上る。他方、現在まで体罰事故報告書において、学校名、校長名、教員名を全て非公開としている所は、福岡県以外では、15ヶ所にとどまる。

ウ 地域ごとに条例の規定ぶりに違いがあるとはいえ、多くの自治体が関連判決を踏まえ、学校名さらに教員名の公開まで踏み切る中、正しい関連判決と条例の解釈、理解が奈辺にあるかは、こうした分布がはしなくも示しているといえるのではないか。

## (4) 結論

本件決定において、加害教員のプライバシー該当性はなく、被害児童生徒名と保護者氏名等を除いては、被害児童生徒と保護者の個人識別性はない。また、それ以外の非開示事由も存在しない。

以上により、本件公文書の一部公開範囲は、条例、関連判決等に照らし、違法な非公開部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

## 5 実施機関の説明要旨

本件非開示部分には、当審査会の過去の答申において非開示妥当とされた情報が含ま

れており、今回同様の判断を行い、本件決定を行ったものである。

**(1) 条例第7条第1項第1号該当により非開示とした情報**

- ア 加害教員の氏名
- イ 加害教員が担当する部活動名（当該部活動名が識別されるような情報を含む）
- ウ 被害生徒が所属する部活動名（当該部活動名が識別されるような情報を含む）及び被害生徒の部活動における役割
- エ 体罰事故の発生場所
- オ 学校名および学校長の名前
- カ 福岡県情報公開審査会答申において非開示妥当とされた情報

**(2) 非開示とした理由**

- ア 加害教員の氏名は、加害教員に関する情報であり、当該加害教員という特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示としたものである。  
なお、加害教員を識別しうるこれらの情報を開示した場合、当該加害教員は私生活上の様々な場面においても非難又は誹謗中傷を受けることとなり、私生活の平穏が脅かされるおそれがあることは容易に予想されるところであり、しかも、一旦このような不利益が発生すると、事後的な救済は非常に困難なものになると考えられる。したがって、これらの情報は、条例第7条第2項の規定の趣旨に鑑み、同条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断したものである。
- イ 加害教員が担当する部活動名は、加害教員をかなり狭い範囲に絞りこみできる情報であることから、当該加害教員という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであるため、非開示としたものである。  
なお、加害教員を識別しうるこれらの情報は、上記アと同様、条例第7条第2項の規定の趣旨に鑑み、同条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断したものである。
- ウ 被害生徒が所属する部活動名及び被害生徒の部活動における役割は、被害生徒をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、当該被害生徒という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであるため、非開示としたものである。
- エ 体罰事故の発生場所は、被害生徒又は加害教員をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、当該被害生徒又は当該加害教員という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであるため、非開示としたものである。  
なお、加害教員を識別しうるこれらの情報は、上記アと同様、条例第7条第2項の規定の趣旨に鑑み、同条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないと判断したものである。
- オ 学校名及び学校長の氏名等は、当該学校が小規模校である場合に、既に開示された情報等、すなわち、本号本文前段に規定された「他の情報」と照合することにより、当該被害生徒又は当該加害教員をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報になり得ると判断されることから、当該被害生徒又は当該加害教員という特定の個人を識別できる情報であると考えべきであるため、非開示としたものである。  
また、当該学校が小規模校ではない場合であっても、学校長等管理職が加害教員に対する管理監督責任を問われ、嚴重注意等の服務上の措置を受けている場合については、学校名及び学校長の氏名等が、管理職に関する情報であり、当該服務上の措置を受けた管理職という特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示としたものである。

カ 被害生徒の氏名等、上記アからオ以外の本件非開示情報には、本件と同種の事案で出された答申において非開示妥当とされた情報が含まれており、これらの非開示理由は、当該答申と同様である。

## 6 審査会の判断

当審査会は、開示請求に係る公文書に条例第7条第1項各号に掲げる非開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとした本県開示請求制度の原則的な考え方を踏まえた上で、本件公文書が体罰事案に係るものであることから、発育及び人格形成過程にある被害生徒が識別されないよう特に慎重な配慮の下、同条第1項第1号(個人情報)への該当性判断を行うこととする。なお、当該該当性判断について、当審査会は、本件非開示部分が「特定の個人を識別することができる情報」に当たるか、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」に当たるかどうかを、条例第25条第1項の規定により、実施機関から当審査会に提示された本件公文書を実際に見分して、個別に審理したところである。

### (1) 本件公文書の性格及び内容

#### ア 本件公文書のうち市町村立学校の報告について

本県の政令市を除く市町村立学校において教職員による体罰案件が発生した場合、市町村教育委員会は県教育事務所を経由して、実施機関に対し、任意の様式で報告書を提出することとされている。

本件公文書のうち市町村立学校分については、平成27年度に体罰事案が発生した県内の市町村立学校22件分の報告書であり、「被害生徒に関する情報」「学校名等に関する情報」「加害教員に関する情報」等が記載されている。また、各報告書には、「顛末書」「厳重注意等の服務上の措置に係る処分通知」等、学校ごとに事案に対応した補足資料が添付されている。

#### イ 本件公文書のうち県立学校の報告について

本県において教職員による体罰事案が発生した場合、県立学校の長は、平成25年9月24日付け25教高第3746号、25教義第3256号福岡県教育長通知「体罰根絶に向けた教育相談の充実について(通知)」に基づき、速やかに「事件・事故等報告書」を高校教育課長又は義務教育課長に提出することとされている。事案によっては、詳細な報告のために、顛末書や始末書が添付されるケースもある。

本件公文書のうち県立学校分については、平成27年度に体罰事案が発生した県立学校10件分の、当該通知に基づき高校教育課長又は義務教育課長に提出された「事件・事故報告書」及びその添付書類である「顛末書・始末書」である。

#### (7) 「事件・事故報告書」

高校教育課又は義務教育課が体罰事案に関する事実関係を把握し、再発防止策の検討等を行う資料とするために、体罰事案の発生した県立学校の長からその都度提出させている文書である。その様式については、上記のとおり高校教育課長通知により定められており、「文書番号」「日付」「学校名」「学校長職印」「体罰事案の発生日時」「発生場所」「関係教諭等」「事件・事故の概要等」を記載することになっている。

#### (イ) 「顛末書・始末書」

「事件・事故報告書」に関する詳細な内容を任意の様式で作成したものであり、「顛末書」には、「事件・事故の概要」「教職員への体罰に係る事前指導」「体罰

事案発生後の関係教員等への指導内容」等が記載されており、「始末書」には、体罰事案に関係した加害教員等が学校長にあてて、体罰事案の概要や顛末などの経過を説明し、自らの心情を述べた「反省文」が記載されている。

## (2) 条例第7条について

### ア 条例第7条第1項第1号の規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号本文前段は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を非開示とすることを定めたものである。また、本号本文後段は、個人情報記録されている公文書については、上記のような個人識別性のある部分を除くことにより、基本的に個人の権利利益は保護されるものと考えられるが、中には、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものがあるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものについても、非開示とすることを定めたものである。

なお、本号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれる。

さらに、本号本文に該当するとした情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書イ）、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書ロ）、公務員等の職務の遂行に係る情報（本号ただし書ハ）、公益的見地から開示することが必要なものとして、実施機関があらかじめ当審査会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当する情報（本号ただし書ニ）については、例外的に開示することとしている。

### イ 条例第7条第1項第1号ただし書ハの規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要があり、この規定により開示されることにはならない。

### ウ 条例第7条第2項の規定の趣旨について

条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定は、公益上の必要性等から、本来非開示である個人情報についても開示することとしたものであるが、本県においては、これらの規定と条例第3条後段に規定された基本原則（個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。）との均衡を図る必要があることを明確にするために、条例第7条第2項に、「条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用については、当該個人の権利利益を不当に害しないようにしなければならない」と規定しているところである。

したがって、条例第7条第1項第1号ロ、ハ又はニの規定の適用に当たって、当該情報の開示が個人の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いなどその利益を不当に侵害するような場合は、なおこれを保護すべきであり、当該情報が有する具体的な事情等を十分に考慮し、特に慎重な取扱いを行うべきである。

### **(3) 条例第7条第1項第1号及び同条第2項該当性の判断**

#### **ア 特定の個人を識別することができる情報について**

##### **(7) 被害生徒を識別することができる情報について**

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、被害生徒の「氏名」「保護者氏名」「住所・電話番号」「学級」「学級担任名」「学校における役割」「所属する部活動名（当該部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」等に関する情報が記載されていることを確認した。

被害生徒の「氏名」「保護者氏名」「住所・電話番号」は、被害生徒及びその保護者という特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。また、被害生徒の「学級」「学級担任名」「学校における役割」「所属する部活動名（当該部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述等を含む。）」等に関する情報についても、被害生徒をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、被害生徒という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであり、同じく本号本文に該当すると認められる。

なお、被害生徒を識別することができるこれらの情報は、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報は本号に該当すると認められる。

##### **(イ) 加害教員を識別することができる情報について**

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、加害教員の「氏名・私印（印影）」「住所・電話番号」「年齢・生年月日」「担当する学級」「担当する教科・部活動名（当該教科名・部活動名が判明する情報を含む。）」「体罰が発生した授業」「体罰が発生した場所等（学校名以外の当該場所に関する具体的な記述・状況図・写真を含む。）」「学校における加害教員の役割」等に関する情報のほか、「人事に関わる情報（学歴・経歴等）」等が含まれていることを確認した。さらに、「学校における加害教員の役割」に関する情報には、加害教員単独での役割だけではなく、複数の教員で担当する役割に関する情報が記載されていることを確認した。

加害教員の「氏名・私印（印影）」「住所・電話番号」「担当する学級」「人事に関わる情報」等は、加害教員という特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。また、「年齢・生年月日」「担当する教科・部活動名（当該教科名・部活動名が判明する情報を含む。）」等に関する情報についても、当該加害教員をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであり、同じく本号本文に該当すると認められる。

一方、「学校における加害教員の役割」について、これが単独での役割の場合は、同じく本号本文に該当すると判断されるが、複数で同じ役割を担当している場合

は、特定の個人を識別することができないため、本号本文には該当しないと判断される。

なお、加害教員を識別することができる情報のうち、「氏名・私印（印影）」「担当する学級」「担当する教科・部活動名（当該教科名・部活動名が判明する情報を含む。）」「学校における加害教員の単独での役割」等の情報は、本号ただし書イ、ロ、ニのいずれにも該当しないことは明らかであると認められる一方、今回の体罰事案が、学校教育法（昭和22年3月29日法律第26号）第11条ただし書に該当する違法行為であるとはいえ、同条の規定により教員に認められた範囲内での懲戒及びその他日常の様々な指導等を行う過程で発生したものである以上、本号ただし書ハに規定する公務員等の「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報と認められることから、その該当性を、条例第7条第2項の規定の趣旨（本号ただし書ハ等の適用については、当該個人の私生活上の不利益を十分に考慮し慎重な取扱いを行うべきであること。）に照らして、以下のとおり検討する。ただし、加害教員を識別できる情報である「氏名・私印（印影）」が記載された公文書のうち、嚴重注意等の服務上の措置に係る処分通知については、市町村教育委員会から加害教員に対して処分を通知したものであり、そもそも「職務遂行に係る情報」には該当しないと認められるため、以下の検討から除く。

本件公文書に記録された当該「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報は、いずれも、加害教員の職務遂行の責任を明確にする情報であるという側面を有するものではあるが、他方それは体罰という非違行為を行った加害教員を識別する基本的な情報であるという側面を強く有するものである。

さらに、加害教員に対しては、体罰事案に基づく懲戒処分や刑事処分が行われる可能性もあり、当該加害教員の身分取扱い等に関する情報にもなり得るものである。加害教員を識別しうるこれらの情報を開示した場合、当該加害教員は私生活上の様々な場面においても非難又は誹謗中傷を受けることとなり、その結果、当該加害教員の私生活の平穩が脅かされるおそれがあることは容易に予想される場所である。しかも、一旦このような不利益が発生すると、事後的な救済は非常に困難なものになると考えられる。

したがって、当該「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報については、上記条例第7条第2項の趣旨に鑑み、非開示とすることが妥当であると認められる。

#### **(ウ) 学校名等に関する情報について**

まず、実施機関は、本件非開示部分のうち、学校名及び学校長の氏名等については、当該学校が小規模校である場合に、既に開示された情報等、すなわち、第7条第1項第1号本文前段に規定された「他の情報」と照合することにより、被害生徒等をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報になり得ると判断されることから、被害生徒等の特定の個人を識別できる情報であると考えべきであるため、非開示にしたと説明している。

本号本文前段の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいい、照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれるとしている。

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分には、平成27年度に体罰

事案が発生した県内の市町村立学校13件分及び県立学校2件分の「学校名」「文書番号のうち所属の略号」「学校長氏名」「学校長の年齢・生年月日」「副校長等氏名」「職印(印影)」等のすなわち「学校名等」に関する情報が記載されていることを確認した。また、平成27年度に福岡県教育委員会から発行された教育便覧により確認したところ、一学年の生徒数が100人、教職員数が30人を超える規模の学校は、上記の学校のうち市町村立学校6件分で、残りの学校についてはいずれもそれ以下の小規模校であり、さらに、実施機関によると県下の各学校に勤務している教員の職名・氏名・担当教科に関する情報については、民間の出版会社が販売している職員録に掲載されているとのことであった。

小規模校の場合において、「学校名等」に関する情報が開示された場合、これらの情報は、被害生徒等をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報になり得ると判断される一方で、一学年の生徒数が100人、教職員数が30人を超える規模の学校については、これらの情報を上記職員録など一般的に入手し得る情報と照合したとしても、被害生徒等をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報が開示されない限り、被害生徒等が識別されるとは考えにくい。

このことから、まず、本件非開示部分に記載された小規模校の「学校名等」に関する情報は、被害生徒等に関する情報として本号本文に該当すると認められる。

次に、実施機関は、当該学校が小規模校でない場合であっても、学校長が加害教員に対する管理監督責任を問われ、嚴重注意等の服務上の処分を受けている場合については、学校名及び学校長の氏名等が、管理職に関する情報であり、当該服務上の措置を受けた管理職という特定の個人を識別することができる情報であるため、非開示にしたと説明している。

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分に記載された小規模校でない場合の「学校名等」に関する情報について、事故報告書や顛末書のほか、嚴重注意等の服務上の措置に係る処分通知に記載されたものであり、学校長が加害教員に対する管理監督責任を問われていることを確認した。

このうち、嚴重注意等の服務上の措置に係る処分通知に記載された当該情報は、市町村教育委員会から学校長に対して処分を通知したもので学校長という特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかであり、「職務遂行に係る情報」には該当しないと認められる。

また、事故報告書や顛末書に記載された当該情報については、上記(イ)で検討したとおり、「職務遂行に係る情報」の範疇にある情報であるといえるが、加害教員の場合と同様に、上記条例第7条第2項の趣旨に鑑み、非開示とすることが妥当であると認められる。

したがって、本件非開示部分に記載された小規模校でない場合の「学校名等」に関する情報は、学校長に関する情報として本号本文に該当すると認められる。

#### (エ) その他の情報について

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分の中に、被害生徒以外の生徒の「氏名」「学級」「被害生徒との続柄」、保護者等の「来校目的」「住所」「職業に関する記述」等に関する情報が記載されていることを確認した。

被害生徒以外の生徒の「氏名」は、被害生徒以外の生徒という特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当することは明らかである。また、被害生徒以外の生徒の「学級」「被害生徒との続柄」、保護者等の「来校目的」「住所」「職業に関する記述」等に関する情報についても、被害生徒



以外の生徒及び保護者等をかなり狭い範囲に絞り込みできる情報であることから、被害生徒以外の生徒及び保護者等という特定の個人を識別することができる情報であると考えべきであり、同じく本号本文に該当すると認められる。

なお、被害生徒以外の生徒及び保護者等を識別することができるこれらの情報は、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報は本号に該当すると認められる。

## イ 個人の正当な権利利益を害するおそれのある情報について

実施機関は、本件非開示部分のうち「加害教員の心情」等に関する情報について、当審査会の過去の答申において非開示妥当とされた情報であるため、今回同様の判断を行い、本件決定を行ったと説明している。

過去の答申では、事件後の「被害者生徒の心的状況」「加害教員が自らの心情を述べた反省文」について、当該加害教員の「個人の人格と密接に関連する情報」であり、「氏名」等の個人識別性のある部分を非開示としたとしても、公にすることにより、なお加害教員の個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第7条第1項第1号本文後段に該当し非開示妥当と判断したものである。また、「被害生徒及び加害教員の言動」「被害生徒の怪我の状況」等に関する情報についても、個人の人格に密接に関連する部分は、同様の理由により非開示妥当であり、それ以外の情報は、開示するよう判断したものである。

本県では、本号本文後段に該当するものとして、「反省文」や「カルテ」を挙げ、これらを原則として非開示とする運用を行っている。「反省文」は、個人の心情を綴ったものであって、また、「カルテ」についても、疾病、負傷その他心身の変化を理由として、医師等が指導又は診療若しくは調剤が行われたことなどを具体的に記録したものであり、個人のプライバシーに密接に関連する情報であることは明らかであり、いずれも、識別性を排してもなお他人に知られたくない機微な情報であって、公開されることを望まないと一般的に認められるような情報であることから、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそれがあると判断されるものである。

当審査会は、本件公文書を見分し、本件非開示部分の中に、「被害生徒の心的状況」「加害教員が自らの心情を述べた反省文」等が記載されていることを確認した。その一部には、体罰事案に関して実施機関に既に報告された事実に関する記述も含まれるものの、これらは「加害教員の心情」等と結び付けて記載されており、かつ前後の文脈からこれを心情部分と事実部分に明確に区分することは容易ではないと認められる。

また、本件非開示部分の中には、「被害生徒及び加害教員の言動」「被害生徒の怪我の状況」等に関する情報も記載されていたが、いずれの情報も、個人の人格と密接に関連する内容であると認められること、さらに、上記ア(ア)及びア(イ)のとおり、「被害生徒及び加害教員の氏名」等を非開示にしていることなどにより、特定の個人を識別することができない情報であることを確認した。

以上のことから、「加害教員の心情」等に関する本件非開示部分は、「反省文」や「カルテ」と同様に、個人の心情を綴ったものや個人のプライバシーに密接に関連する事実を記載したものであって、識別性を排してもなお他人に知られたくない機微な情報であり、公開されることを望まないと一般的に認められることから、個人の人格と密接に関連し、公にすれば個人の正当な権利利益を害するおそ

れがあるとして、本号本文に該当すると認められる。

また、いずれの情報も、公益的見地から開示することが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報は本号に該当すると認められる。

以上の理由により、「**1 審査会の結論**」のとおり判断する。